

第2次計画の運用状況に関する意見

宮田 桂子

第1 法務省の取組について

1 大臣官房の取組について

(1) 地方での再犯防止事業について

各地の地域再犯防止推進事業の具体的内容（まだ開始早々であるから、概括的なもので構わない）はどのようなものであるかを具体的にご紹介いただけるとさらによかったと思う。

罪を犯した人の社会包摂、社会復帰支援の問題には、自治体による著しい温度差がある。もちろん、矯正施設、保護観察所（あるいは保護観察官）にさえ、温度差がある。これをいかに高いレベルのものに合わせていくかが課題である。

熱心に取り組んでいる自治体は、地域生活定着支援センターなどによる研修を実施してくるなど、この問題の必要性を認識する人を増やす努力を早くからはじめていた。

研修や広報活動については、弁護士会も協力することができる。警察・検察庁、あるいは矯正・保護の現場からみた犯罪者、非行少年ではなく、弁護する立場からみた彼らの状況や、弁護する立場からの刑事手続きについての説明もさせていただくことで、国民に、複眼的に制度をみていただけると考える。

なお、白書の内容について多くの人、とくに影響力のある国会議員、知事や地方議会議員、再犯防止推進計画担当部局、福祉担当部局の人たちに知ってもらうべく、法務省からの積極的な発信を望むものであるし、この問題に取り組む他機関とも連携しての発信をしていくべきである。

(2) 資格制限について

資格制限については、WGを作るなど、ご検討を続けていただいているが、これから頑張れば自分はこういう資格をとれる、このような未来があると思えることが、触法者の立ち直りへの大きな動機付けたりえる。

資格制限の見直しができないのであれば、法務省において、①恩赦の復権を積極的に認める ②復権を申し立てる手続きについて社会復帰支援をしている団体や弁護士会にも広報する といった対応が必要と思われる。東京保護観察所から、保護司に対して、復権に関する詳しい資料が配付されたので、当職が、弁護士会での配付をしていいかと尋ねたところ、拒否された。このような情報は出し惜しみしないで、様々な触法者支援をしている人たちと共有いただきたい。

2 刑事局に対して

(1) 麻薬取締部と連携した入口支援について

この制度は、大阪、広島、高松、那覇の4庁でスタートしたものが9庁に拡大されようかっている。4庁での利用実績や効果についての説明が全くされていないが、そのような検証はされているのか、いないのか。事業を実施する以上は、その効果を検証する必要があるのでお示しいただけるとありがたい。

「取締まる側の支援」は権威的であり、取締りの対象となった者にとって、受けた支援と思えず、有効な動機付けを与え得ない可能性もある（取締を受けた者の家族には安心な支援と思われるので、事実上親の庇護を受けている若年成人にはなじむかもしれない）。執行猶予相当案件であっても、弁護人が福祉専門職と連携して更生支援計画を策定している例もある。かような計画の活用と齟齬を来さないよう、検察庁においては（元）弁護人、（元）被告人とのご調整をいただきたい。

薬物犯罪については、本人よりも家族が困っているケースが多く、家族支援を充実させるべきであると考えます。

(2) 宣告刑のありようについて

処遇の入口は、捜査、公判の手続きである。そういう意味で、検察官の不起訴判断や求刑等、裁判所における宣告刑は極めて大きな意味を持つが、これがあまりに機械的な運用となっていると感じることがある。例えば、万引き事犯について、若干荒っぽいまとめ方をすると、窃盗については、1回目は起訴猶予、2回目は（略式）罰金、3回目は起訴して執行猶予、4回目は起訴して実刑、繰り返せば常習累犯窃盗として処罰、ということが多い。万引きを繰り返す高齢者や障害者を常習累犯窃盗として累犯者の刑務所に送り込むことが有効であったとは思われないところ、検察官が福祉的支援につなげることを検討して、不起訴判断を柔軟に行う、あるいは、累犯であり実刑たり得る事案に罰金刑を科す例も相当数存する。検察庁の福祉連携を宣伝する前に、本来の検察官の不起訴、求刑の権限に際して、生きづらさの解消が再犯などの問題行動を防ぐことにつながるものが全庁的なコンセンサスとされるべきである。

また、再犯防止推進計画の問題の範囲を超えるが、仮釈放の積極的運用などもからむので述べるが、無期懲役の在り方も考えていく必要がある。有期懲役刑の上限が30年となったことで、無期懲役が事実上の終身刑化している。20代で受刑をはじめたが、70代で出所したという人もいる。高齢者施設への社会復帰ではなく、就労し、社会に還元できるうちに出所させるような施策がとられるべきであり、死刑や無期懲役を言い渡すかどうかの基準を見直す（もちろん、死刑廃止の検討もされるべきである）など、抜本的な考え方の転換が必要ではなからうか。少なくとも、死刑と無期懲役しかない、強盗殺人（致傷）罪などの法定刑については再検討すべきであるし、有期刑の求刑がもっと増加してもいいと考える。昨年、被害者遺族が、被告人に対して、きちんと社会復帰して欲しいと意

見を述べていた事件が無期懲役となり、この点が非常に問題だと感じた次第である。

3 矯正局の施策について

(1) 拘禁刑についての基本的な考え方について

拘禁刑の実施に当たり、現在、様々な検討が行われていると思うが、

- ① 刑務作業が有効な場合もあるが、技能取得にもつながらず、経済的な合理性もない作業もあり、批判がされているところである（篤志面接員の杉良太郎氏もそのように指摘している）。受刑者の収入の確保につながり、なおかつ資格取得や技能取得にもつながるような作業の創造をして欲しい。また、作業報償金が月数千円と聞いて、国民の多くは「日ではないのですか」と言う。作業報償金の大幅な増額を図れば、被害者への弁償にも回せるし、出所後の生活の立て直しの資金にもなれば、受刑者を待つ家族の生活の支援もできる。受刑者の主体性を持たせるためにも、経済力は重要である。そこまでは無理でも、せめて、月数万円の就労B型作業所レベルの工賃を出せるようにして欲しい。
- ② 個別指導を充実させるためには、アセスメントと個別指導計画の策定が必要となるし、個別の資質に従ったケアや教育が必要となる。そのためには多くの人の手が必要である。後述3の、市原青年矯正センターでは、多職種の職員が関わっているが、他の施設の職員配置からは同様の処遇が困難だとすれば、民間のボランティアや、教育関係者は福祉・心理専門職への委託などをして、矯正施設でケアや教育を行うことが検討されるべきである。また、上記センターでは、Webを利用したドリルを利用して、受刑者の個別の進度と興味、必要性に従った学習をしているが、教化教育だけでなく、職業指導等についても、外部機関のデジタルのテキストを利用することが考えられる。今までにやってこなかった、効率的かつ実効性のある指導を検討して欲しい。
- ③ 刑務所の文化になじんで、社会での生活能力（ADL）が著しく落ちてしまう人が少なくない。そうならないような処遇を考えて欲しい。このような視点を入れて欲しい。③については(5)で詳述する。

(2) 農福連携の推進について

受刑者を農業従事者として社会復帰させることについては、農業人口の減少の中、社会的期待ともいえるものだという事は理解できる。

しかし、農福団体が、触法者を受入れることへの不安を持つことは間違いないだけでなく、農福団体が都市部ではなく、多くは地方にあり、触法者や受け入れた農福団体が、「地域」の偏見にもさらされる危険がある点に留意しなければならない。また、受け入れをしてくれている農福団体もあるが、触法者への対応に手間がかかっている、あるいは、とまどいながら試行錯誤している状況にみえる。

受けてくれる団体だからといって、何人も送り込むようなことをすると、負担が大きすぎ、団体も送られた人もつぶれてしまいかねない。農福団体に触法者をお願いした場合には、その後の触法者及び農福団体への相談・支援体制の充実が必要不可欠と考える。

また、そもそも、受刑者の多くは農業経験のない人が多く、農業に従事する動機付けをどうやって与え得るのかを考えなければならない。視覚教材だけで動機付けができるのかには疑問がある。多くの受刑者は、土で汚れる、早起きする、根気がある、といったことを嫌い、だからこそドロップアウトしている。しかも、「農業で儲かる」ということは困難で、農福団体はB型作業所ばかり（A型もあるなら教えて欲しい）。刑務所や少年院で土いじりの楽しさを教えるとしても、どの施設でもやれることではない。このような現実がありつつも、農業をすることが素晴らしいこと、農業の重要性について教えていくことが必要で、農福団体や農福団体の指導をしている人に施設に来てもらって話を聞く、その人達の視覚資料の提供を受けることは重要と思われるし、触法者の農業体験の機会を作ることが大切であろう。

さらに、福祉の必要な触法者の農福への参加の問題だけでなく、健全な人でも就農したい人への農業従事の手がかりが与えられるべきである。農業生産法人や株式会社で、農地や植物工場を持っているところなどに、触法者の社会復帰支援の必要性を理解してもらい、協力雇用主になってもらうことや、就農についての情報提供を行い、就農支援団体を紹介する等といった試みも考え得るのではないか。もちろん、就農の場合には地域との関係作りが重要であり、対象となる人を選ぶ必要はあると思われる。農水省HPには、就農に関する情報提供もされている (<https://www.be-farmer.jp/>) ところ、農福以外の選択についても、本計画のなかで検討いただくべきではなかろうか。大麻事犯の青年が、有機農法等に非常に興味があり、親族の土地での就農について話したことがある。

(3) 受刑者への木目細かな矯正処遇

若年受刑者に対する川越少年刑務所のユニット型指導や市原青年矯正センターの指導には期待している。

一方、施設内で手をかけた教育・指導を受けた者が、社会に戻ると、孤立し、十分な支援を得られずにスリップしてしまうことも少なくない。矯正施設における手厚い教育・指導は、社会での居場所作りと連動していなければ、再犯防止のための十分な効果を上げ得ない（とくに障害のある青少年について）ものと考えられる。市原では、自己理解指導、障害特性別指導、ライフスキル指導、認知機能・身体能力向上指導（コグトレ、ビジョントレーニング）、対人関係円滑化指導（SST、アサーショントレーニング）等を実施しているとのことであるが、受刑中に十分に効果を上げない場合もあるだろうし、社会でも継続的に指導をしたほ

うがよい教育・指導も存する。保護観察所は、これらの指導が、出所後にも受けられるような受け皿作りをしていくべきである。また、地域で（貧困な家庭の）青少年向けの教育をしている団体、居場所作りをしている団体などに協力を呼びかけて、そこへの参加をさせるなど、退院、出所後にも人とのつながりが持てるような環境を作っていくことが重要と思われる。これは矯正局マターではないかもしれないが、矯正局の指導の熱さを社会に伝えることで、協力者を得られるのではないかと感じる場所である。

また、この木目細かな処遇を、もっと年齢の上の人にも広げて欲しい。年齢が高くなると能力の獲得ができないという考えは誤りである。中年になって大学に入り、専門資格をとって活躍している人もいるし、今や、リスキリングは国家的課題であり、受刑者にも、そのような視点をもって臨んで欲しい。木目細かな処遇指導の対象者をもっと広げて欲しい。

木目細かな指導をするためにはアセスメントが必須であり、公判段階で弁護人が福祉専門職と連携して作成を依頼する「更生支援計画書」は非常に有用であると聞いている。現在、受刑した場合に計画を引き継ぐことが全国展開されているが、市原青年矯正センターを見学した際、この問題について聞いたところ、新入の受刑者について「計画を作成していたようなので取り寄せる」とお聞きした。法務省と弁護士会での協議では、更生支援計画が受刑者の身柄とともに受刑する刑務所に送られるイメージでいたが、そうではないのか。そうであるとすれば、情報の引継ぎに間隙ができてしまうので、改善を求めたい。

(4) 就労体験や施設見学について

現在、受刑中の人々が、就労体験や福祉施設の見学などで、外出をして、現場を見てみるものが試行されており、このような取組は非常に素晴らしい。とくに、障害のある人、高齢者は、環境の変化が大きなストレスとなり、問題行動につながる危険があるので、事前学習をしておくことが重要である。

ただ、高齢者や障害者の出所前の施設見学について、非常に短時間の外出しか認められておらず、1日に何件もの施設を回るタイトな日程が組まれ、ある意味、断片的な情報で判断せねばならない現状があるとも聞いている。本人の納得が無ければ、入所拒否や入所後の逃走等に繋がりがやすいので、もう少し、余裕をもった日程が組めるよう、柔軟な対応をお願いしたい。

また、特別調整対象者についても、施設を事前に見学に行かせる機会を作り、マッチングが上手くいくような制度作りをすることが不可欠と考える。特別調整については、障害のおそれがわかった時点で早期に定着との連携ができるようにアセスメントと個別計画を立てるべきである。

(5) 生活能力を落とさない処遇を

市原青年矯正センターを見学させていただいたが、ここでの処遇で非常に素

晴らしいと思ったのは、食費の配膳、選択、掃除などの日常的な作業を各自が当番で受け持ち、朝は各自が目ざまし時計を使って起床し、工場への行進をさせていない点であった。通常、刑務所では、チャイムで時間を管理され、食事や洗濯は配膳や補洗を担当する自営作業の受刑者任せ、手指を伸ばして分列行進し、工場では何かあれば大きく挙手して「願います」と声掛けをさせている。当職は、社会とは著しく異なる習慣を身に付けさせるありように疑問をもち、この委員会の意見でも毎回のように指摘してきた。市原の取組（少年院では当然にやってきたことではあるが）には賛同する。これを広げていって欲しい。

ある地域生活定着支援センターの職員から、刑務所に入ると、障害のある人の生活能力（ADL）が落ちて戻ってくる、といわれた。市原での試みのように、自分の生活については自分で責任をもって管理することを行わせれば、生活能力の低下がある程度防げる（ただし、金銭管理の能力は落ちてしまうが）。

大規模な刑務所であっても、階毎のユニットを作るなど、市原のように、自分のことは自分でやるという習慣づけをさせる処遇が可能なはずである。非常に手間がかかるし、当番をサボって他の受刑者に付け回す牢名主のような受刑者が出てくる危険があるかもしれないが、職員配置の工夫や監視カメラの有効活用などで問題の防止も可能ではないか。自分で目ざまし時計をかける、自分のものは自分で洗濯するといった、日常生活に必要な習慣を身に付けさせることが重要である。

(6) 土日祝日の出所について

東京地域生活定着支援センターの支援対象者の約3割は、土日祝日に出所している。行政機関や病院の一般の窓口は平日しか開いていない。行政機関が住民サービスを24時間年中無休でやってくれればベストであるが（自治体だけでなくいざとなったら相談に乗ってくれるはずの保護観察所も平日業務である）、それが不可能である以上、特別調整を早くはじめるなどして、数日であっても仮釈放をつけて土日祝日の出所を避けるべきである。この問題は、矯正の問題というよりも、地方更生保護委員会や保護局の問題かもしれないが、出口そのものである矯正局のところで指摘するが、この問題も、第1次計画のころから毎回のように指摘してきているところである。

(7) 被害者の心情伝達制度について

受刑者、出所者に対して、十分なケアができておらず、精神的に脆弱な状態で被害者の心情を伝達することには問題がある。この資料にあるような、矯正施設内であれば、受刑者は守られた環境内にあるといえるが、出所した者に対しては細心の注意が必要である。先日、更生保護施設に入所した出所者に対して、保護観察所から、被害者とその代理人弁護士が会いたがっているという連絡が入り、その出所者が、就労もまだできず、生活の目処の立たない状況で、被害者等に連

絡しても自分は何もできないがどうしたらいいだろうと、困り果てて、国選弁護士に連絡をしてきた例がある。被害者が会いたいといえば簡単に出所者に対して、その旨を連絡する保護観察所のやり方はあまりに無責任である。保護観察官が、「未だ生活を再建しようとする最中である」と伝え、施設から出られる状況ができた状況で伝えるといった、伝えるタイミングを考えてくれまいか。こんな被害者の心情伝達制度では、被害者が、受刑者や出所者から思う回答が得られず、また、受刑者や出所者が、何もできないことに悩むだけの無意味なものになってしまう。

(8) 震災支援について

震災支援については、再犯防止とは関係のない問題であるが、このような矯正職員の活動については、もっと知られるべきであり、こういう機会に紹介をするというアイデアはとてもよいと思う。最も知らせるべきは、直接矯正に関わる人達である。視察委員や篤志面接員、教戒師、地域生活定着支援センターはもちろんであるが、被収容者に対しても広報すべきではないだろうか。激務の中で、矯正職員が被災地支援をしていることを紹介することは、被収容者と矯正職員との信頼関係を高めるものと思われるし、被災地に家族や知人がいたり、出身地であったり、何らか被災地と縁を持っている人たちにとっては、支援のために何かしたいのに施設で何もできないことへの焦燥感などを感じている人も多いであろうから、職員の努力を心から慶び得るのではなかろうか。被収容者と職員との信頼関係を作る、という視点が今まで矯正局には欠けていたのではないかと思う。

(9) 被収容者の善意を活かし社会に貢献できるしくみを

刑事施設の被収容者(受刑者だけでなく、未決、死刑確定者を含む)の中には、何らかの社会貢献がしたいと考えている人たちがいる。例えば、災害が生じた場合の募金がしたいという声がある。刑事施設に募金箱を置くわけにはいかないが、所持金を募金に振り替えるシステムは作れるのではなかろうか。また、自分がいらなくなった本を他の人に使って欲しいという人も多数いる。東京拘置所視察委員会で、いらなくなった私本の官本としての利用を提案したところ、本の全ての頁や見返し、背と頁の間などを全て点検しきれず、不正通信に利用される危険があるから無理だという回答があった。しかし、寄付に持って欲しい本を施設が集め、本の再利用をすることには工夫のしようがあると考えられる。たとえば、全国被害者ネットワークや各地の被害者支援センターは、株式会社バリューブックスの「ちゃりぼん」を利用した古本換金を被害者支援に充てているし、交通事故被害者関係では、「あしなが育英基金」や「交通遺児等育英基金」がtetoteという団体の古本による支援プロジェクトに参加している。このようなところで本を送ることで、被害者支援にもつながる。家族等に宅下げできなかった本は

廃棄するしかなく（家族が廃棄してしまうかもしれない）、地球環境保全の面からみても問題である。また、古切手、ベルマーク等を集めている福祉団体もあり、触法障害者の受入れを熱心に行っているところもある。施設で集めるのが手間だというのであれば、被収容者に対して、そのような団体の存在を告知するという方法もあるかと思われる。

全所的な検討を是非お願いしたい。

4 保護局の取組について

(1) 保護司制度の検討会の件

保護司が新たに得られないという問題については、大都市部と過疎地では異なる原因がある可能性がある。検討会に保護司も委員として出ているが、人口減が著しい地域からの保護司が入っていない。また、それぞれの保護司がそれぞれの見識や経験を持っているはずであり、検討会を作ることよりも、そのような考えを吸い上げるための工夫が十分になされるべきではないかと感じる。

やる気のある保護司を保護観察官が活かしきれない、あるいはやる気をそぐような無神経な発言をすることも多いように思われる。以前にも指摘したとおり、保護司は、地域を支えているという誇りを持って業務に当たっており、対象者だけでなく、対象者の家族の相談に乗り、あるいは、保護観察期間が終わっても、元対象者やその家族の相談に乗り続けている例もある。こういう保護司に対して、保護観察官が、「それは業務外だ」「やらなくてもいいことをしている」と言う。それはそのとおりかもしれないが、元保護司は、地域を支える者として、一旦縁ができた人を、同じ地域にいる以上、見捨てるわけにはいかない、また、見捨てればその人が再犯など、悪い方向に行くことがわかっているならば地域の誰かが手を差しのべることが不可欠である。「地域の担い手」である保護司に一旦なってしまった者の立場やその責任の重さを本当に法務省（保護局、保護観察所というべきか）はわかっているのか。

また、担い手を増やす方策としては、社会復帰支援に携わっている団体の人に保護司になってもらうことが考えられる。その業務の一環として保護司になってもらい、2年の任期を活かして、団体の職員が交替で保護司となることで、事実上、法人として保護司を受けるシステムも考えられるべきである。これは、第2次計画を立てる際に、ヒアリングで認定 NPO 法人育て上げネットの井村氏の発言であったところだが、保護司制度の検討会では全く触れられていない。「業務」として保護司になってもらうべきなのは、自治体職員だけではない。保護局や保護観察所は民間セクターが嫌いなのだろうか。それとも、再犯防止推進計画を検討するのは大臣官房、保護司の問題は保護局という縦割りの結果なのだろうか。

(2) 改正更生保護法の試行の件

本来、シームレスな支援の担い手として、保護観察所、保護観察官がその主体として期待されているはずだが、保護司制度の検討会でも、保護観察官のサラリーマン化が指摘されているところ、保護観察官の多くが、やらなくてもいいことはやらないという態度のように見受けられる。そもそも、宿所供与について、更生保護施設や自立準備ホームの床数から考えて、保護観察所が過去の更生保護の枠組みでやれることは非常に限られている（制度はあっても、排除される者が多いと言うべきかもしれない）のであり、厚労省傘下の救護施設、無料低額宿泊所、更生施設、老人ホームのショートステイなどの福祉施設、高齢者施設等とも連携しなければ、有効な支援はできないところ、多くの保護観察所は、そのような視点での協力関係を作ろうとしているようには見えない。もちろん、新潟保護観察所が、協力的な福祉団体に自立準備ホームになってもらった例なども聞いているが、無策な保護観察所のほうが多い。定着にその辺りの連携が期待されているように見えるし、そちらのほうが現実的かもしれないが、法務省は他の団体、とくに民間団体との連携に対して非常に消極的に見える。

また、「生活指導」という上から目線の言葉をそろそろ止めたらどうかと思う。対象者の能力向上とか、ソーシャルスキルのトレーニングとか、もっと適切な言葉への言い換えも考えるべきではないのか。

「りすたぼ」のパンフレットを作ったことは評価する。しかしながら、総務相の行政勧告では、フリーダイヤルの全国共通、24時間対応の相談電話といわれていた。電話する10円も惜しい生活困窮の人が、近くの保護観察所に電話しろといわれて電話するだろうか。また、出所したときに帰住先の保護観察所に電話をしたら、市外通話だからとてもお金がかかる。警視庁の性被害者相談ダイヤルの#8103のような、全国共通、24時間対応の電話を作ることはシステム的には難しいことではない。やる気と予算がないということだろうか。

(3) 薬物関係の指導について

薬物乱用防止プログラムであるが、「保護観察所のプログラムがあるからいいや」と、対象者も家族も安心してしまい、地域の病院や自助グループ等につながらない人が多い。支援団体の見学程度でそういうところにつなげられるとは思えない。外部の講師を入れるだけでなく、積極的に外部の機関に通わせ、ミーティングに参加させる、あるいは外部の機関で保護観察所がプログラムをするくらいのことをしたらどうか。

それから、夫婦、親子など、家族で薬物乱用をしているケースがある。このようなケースについては、家族全員について治療的なアプローチをきちんと行わなければ再犯のおそれが出てしまう。当職が、帰住先調整で関わった妻については、実家での受入れが検討され、保護観察官が治療につなげようとしているが、

夫は、妻の実家での受入れを拒否されたため、更生保護施設に入ってすぐに就労するという。このケースは妻がその実家のある保護区でアプローチをし、一方はそこに帰住できないので保護区またぎになるので夫婦の調整ができないとのことだった（本当は、夫も一旦は妻の実家を帰住先にしようと思ったのだから、支援をする理屈はあったと思うが）。保護区をまたいでいたとしても、家族で薬物依存をしている場合には、その家族全員についての治療的な環境を作るべきであり、もしも、このケースが保護区をまたぐことで有効なアプローチが十分とれなかったというのであれば、保護観察官の業務配転を保護区単位で割り振るのではなく、薬物事犯の家族については1人の保護観察官が担当するなどの業務配転を含めた対応が必要と考える。

さらに、判決に際して治療につなげたのに、そこでの帰住先調整が行われないという問題がある。保護局マターではないかもしれないが、帰住先調整にからむのでここで指摘する。更生支援計画を作成する、そこまでやらなくても病院や自助グループ等に行く旨被告人が供述し、それを前提に刑の一部執行猶予判決を得た者が、一旦判決が出た場合、「家族のもとに帰るほうが仮釈放が付きやすい」として、未だに、自宅を帰住先として希望を出し、それを前提とした帰住先調整がなされ、結局、病院や自助グループにはいかないままというケースがある。判決でそういう治療が前提となっているケースについては、病院や自助グループに行くのでなければ仮釈放をつけない等の厳しい態度で臨んでいただかないと、何のための判決前の調整であったかと思う。協力して下さっている病院や自助グループから、どうにかならないのかという声がある。当職は、この点を第1次計画が立つ前から指摘し続けており、調整の際に保護観察所、地方更生保護委員会は、もっとこの点を深刻に受け止めて欲しいと思う。

第2 他省庁の取組について

1 警視庁の取組について

指導が必要な犯罪類型等があること自体は認める。しかし、警察が、「前科者」「非行少年」扱いする対応は、本当に高い効果が出るのだろうか。住む場所があり、就労や生活保護を受けて安心して暮らせる状況になり、なおかつ、孤立せず、周囲との関係性を持つことのほうが立ち直りには重要ではなからうか。先日見学した大阪の障害者支援をしているNPOでは、触法の入居者に対して、施設で各段の治療的アプローチはしていないが、いつでも相談できる、人として尊重しあえる環境を作ることによって再犯が抑えられているという。人が人として尊重されることが犯罪をしない大きな動機付けたり得ることを共通認識とすべきである。

また、ストーカー対応については、弁護活動において、治療につなげたいと思っても、どこの病院に行かせればいいのかについての一覧性のある資料がない

ため、苦勞している。広く公開する必要はないが、立ち直りを支援する立場の人とは情報を共有して欲しい。

2 警察庁、厚労省の大麻に関する取組

厚労省の対応には、薬物犯罪についての情報提供という点の記載はあるし、第1の法務省の矯正の施策でも、大麻対応についての記載はある。しかしながら、若い人が「大麻は安全」「海外では大麻仕様は許されている」「薬として使えるのに何で取り締まられるのか」等と言っている。薬として認可するが、所持や施用を取締の対象とする以上、その有害性の問題についてのわかりやすい資料が必要である。当職は、大麻事件の弁護に際して、最近の大麻が有効(?)成分含有が多いためか、働けなくなる等の副作用が出る例もあること(薬物依存の治療を続けている医師複数から聞いている)や長年売人をしてきた人が「最近のはちょっとでよく効く」と話していたこと等を伝え、取り締まるべきという根拠資料となった論文を差し入れるなどしている。大麻を取り締まる以上は、国民に対して、大麻に近寄らない、止めたいと思えるような情報を、よく見えるところに、しかもわかりやすい内容で提供して欲しい。

3 居住支援と厚労省への希望

居住支援については、単身生活が困難な受刑者も少なくないのであり、障害者福祉、高齢者介護の入居施設、GHの協力を得る必要がある場合も存在する。また、一旦は生活保護を受けて、救護施設、更生施設、無料低額宿泊所で再起を図る必要がある者もいる。居住支援については、厚労省だけでなく、厚労省のバックアップも必要と考える。もっと、このような支援が広がるよう、関係諸機関等との協議や研修などの場を作っていくべきである。弁護士会としては、関係機関等に対して、研修などの働きかけが必要であれば協力できる。

4 国交省の居住支援について

まず居住先がなければ、就労につながらないので、このような支援を是非広げて欲しい。については、自治体の住宅関係部署や居住支援をしている団体に対しての、触法者支援の必要性についての啓蒙が必要ではないかと考える。弁護士会としては、研修などの働きかけに協力できる。

第3 その他の問題について

1 警視庁への要望(法務省刑事局にもからむか)

地域生活定着支援センターが被疑者等支援業務を行う、あるいは、弁護人が福祉専門職と連携して更生支援計画を作成する場合に、定着職員や福祉専門職の面会が一般面会扱いで、立会がついたうえに15分しか認められない例が多数報告されている。福祉的支援による再犯防止効果があることは証明されているのであり、この点の改善を求める。例えば、捜査検事から、留置施設に面会の便

宜を図るようFAXが入った場合、あるいは起訴されて被告人となった場合には面会時間を延長するなど、福祉支援を目的とする面会ができる体制を作って欲しい。

2 被害者対応について

被害者の意見の聴取・伝達も非常に重要であるが、被害者が事件によって経済的に苦しむ、精神的に病むということがある。先日、加害者、被害者とも未成年の傷害事件を弁護したが、被害者が精神的に非常につらい状況になり、学校を休むなどの状況になり、治療費もかさんだという例があったが、その保護者に対して、被害者相談や被害者給付、自治体の被害への見舞金についての告知がされた形跡がなかった。加害少年らは、経済的に恵まれない家庭の子が多く、損害賠償等が現実的ではない案件である。

国も自治体も、被害者やその家族に対して、被害者給付や被害者へのカウンセリングなど、金や手間のかかる制度を利用して欲しくないから、加害者への感情の発露で我慢させようとはしているのではないか、被害者が皆給付を求めれば、予算がパンクするからそうしたくないのかと勘ぐってしまう。そうでないのなら、被害者に対して、被害者のための制度があることをきちんと告知するシステムを作る必要があり、必ず被害者保護の様々な制度について、事情聴取にあたって告知することが義務付けられるべきである。予算がないなら、民間からの基金を作るなど、もっと工夫が必要である。

このことも、毎回のように述べていることなのだが、各省庁のメンバーが入れ替わっているので再度述べる。

3 各種連携について

第二次再犯防止推進計画では、弁護士、弁護士会との連携がうたわれた。しかしながら、地域生活定着支援センターが、保護観察所、検察庁、自治体等の関連機関との連携会議を行うに際して、弁護士会も呼びたいといったところ、拒否された例もあるやに聞いている。保護観察所から、「法テラスには連絡していますから」と言われることもあるようだが、法テラスの弁護士には任期があり、継続的な活動に困難を生じる場合があるし、若く経験には乏しい弁護士が赴任しているところ、弁護士会では、児童相談所相談弁護士を推薦したり、民事介入暴力に対して警察と協力したり、自治体申立の成年後見の後見人を出したり、様々な機関との連携をしてきている。なぜ、検察庁、矯正施設や保護観察所が、触法者の問題で弁護士や弁護士会を除外するのか、その意図が全くわからない。今回の「連携」と言っている中にも、弁護士会は入っておらず、第2次再犯防止推進計画の中で、弁護士、弁護士会との連携が明示されたことが無視されている。